

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 6 号

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 5 条関係）				別表第 2（第 5 条関係）			
開放施設	学校名	開放する日	開放する時間	開放施設	学校名	開放する日	開放する時間
<u>家庭科室・ 交流ホール</u>	大府市立大東小 学校	平日	午後 6 時から午後 9 時まで	<u>家庭科室</u>	大府市立大東小 学校	平日	午後 6 時から午後 9 時まで
		土曜日・日曜 日・祝日	午前 9 時から午後 9 時まで	<u>交流ホール</u>		土曜日・日曜 日・祝日	午前 9 時から午後 9 時まで
備考 略				備考 略			

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

大府市学校開放施設使用許可書兼領収書

年 月 日
団体登録番号 番
許可番号 番

様

大府市教育委員会

施設使用規定を厳守のうえ、学校開放施設の使用を許可します。

使用学校名	学校	使用目的	予定人員
使用施設	体育館（A面・B面・サブ） グラウンド 武道場 テニスコート バスケットボールコート	面	使用時間数
使用日時	月 日（ ）： ～：		時間
	月 日（ ）： ～：		時間
	月 日（ ）： ～：		時間
	月 日（ ）： ～：		時間
	月 日（ ）： ～：		時間
施設使用規定	(1) 使用許可を受けた場合でも学校教育・教育委員会所管行事及び市行事が優先します。 (2) 使用に当たっては、次の事項を必ず守ってください。 ・使用申請の目的以外に使用しないでください。 ・使用申請以外の施設・備品等は一切使用しないでください。 ・使用時間を必ず守ってください。 ・使用者は使用に際して必ずこの許可書を携帯し、必要に応じて係員に見せてください。 ・車は定められた場所に駐車し、グラウンド等への乗入れは絶対にしないでください。 ・ゴミ、空き缶等は使用者で処分し、学校施設内へ残さないでください。 ・施設の使用後は整理整頓し、またコート等整備を行ってください。 ・雨天等でコートコンディション不良の場合、コートへは絶対に入らないでください。 ・学校の敷地内では喫煙・飲酒をしないでください。 ・空気調和設備の電源の消し忘れがないようにしてください。 ・その他学校に迷惑のかかるようなことを禁止します。 (3) 施設・設備等を損傷したり、滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出てください。 また、教育委員会の指示を受けて原形に復し、その損害を賠償してください。 (4) 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、使用を中止することがあります。		空気調和設備の使用
	使用料金 有料 円 無料		受付印（領収済印）

大府市学校開放施設使用許可書兼領収書

年 月 日

団体登録番号 番

許可番号 番

様

大府市教育委員会

施設使用規定を厳守のうえ、学校開放施設の使用を許可します。

使用学校名	学校	使用 目的		予定 人員	
使用施設	使用日時		使用時間数	備考	
☐ 家庭科室 ☐ 交流ホール ☐	月 日 () : ~ :		時間		
☐ 家庭科室 ☐ 交流ホール ☐	月 日 () : ~ :		時間		
☐ 家庭科室 ☐ 交流ホール ☐	月 日 () : ~ :		時間		
☐ 家庭科室 ☐ 交流ホール ☐	月 日 () : ~ :		時間		
施設 使用 規定	(1) 使用許可を受けた場合でも学校教育・教育委員会所管行事及び市行事等が優先します。 (2) 使用にあたっては「大府市学校開放(文化施設)事業実施要領」をよくお読みのうえ、正しい使用をしてください。 (3) 施設・備品等を損傷したり、滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出てください。また、教育委員会の指示を受けて原形に復し、その損害を賠償してください。 (4) 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、使用を中止することがあります。あらかじめご了承ください。			使用料金	
				有料 円	
				無料	
			受付印（領収済印）		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定に基づき作成されている第3号様式及び第4号様式による用紙は、改正後の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。